

# 山陽小野田市老朽危険空家等除却促進事業 申請書類（確認表）

## 1 事前調査申請に必要な書類

✓	書類等の名称等	様式の書類	備考
	① 事前調査申請書	様式第1号	
	② 免許証又は住民票等の本人確認ができる書類の写し	任意様式	カード裏面に住所変更等が記載されている場合は、裏面の写しも必要
	③ 申請する建築物の位置図（付近の見取り図）	任意様式	空き家周辺の地図等
	④ 申請する建築物の間取りが分かる平面図	任意様式	空き家の平面図
	⑤ 申請する建築物の外観写真	任意様式	複数の方向から撮影し、A4用紙に貼付 ※2面以上とする

## 2 補助金交付申請に必要な書類

✓	書類の名称等	様式の書類	備考
	① 補助金交付申請書	様式第3号	空き家の所有者と敷地の所有者が違う場合、敷地所有者の同意を得ること
	② 事前調査結果通知書の写し		市が交付した様式第2号の写し
	③ 建物及び土地の登記全部事項証明書 (建物未登記の場合は、固定資産課税台帳兼名寄帳の写し)	法務局 税務課	空き家(建物)及びその所在地(土地)の登記全部事項証明書を法務局で取得し提出 未登記空き家の場合は、納税通知書か固定資産課税台帳兼名寄帳の写しを税務課で取得し提出 ※空き家(建物)の存在、構造、床面積等を疎明する書類でも可
	④ 市内業者2者以上の解体業者の見積書	業者	解体費用、家財撤去費用、立木除去費用、廃棄物処理費用、その他諸費用等の内訳が記載された市内業者2者以上の見積書
	⑤ 契約する解体業者の建築工事業、土木工事業又は解体工事業の届出書の写し又は登録通知書の写し	業者	契約する解体業者の資格の有無を確認 ※確認が必要な場合のみ提出
	⑥ 申立書		
	ア 市税関係	様式第4号	申請者の山陽小野田市税の滞納がないことを確認 市外に居住している申請者は、住民票を添付
	イ 解体業者用暴力団排除関係	様式第5号	契約する解体業者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係でないことを確認
	※解体業者が市の建設工事等競争入札参加資格者の場合は、提出不要		
	⑦ 補助金交付申請同意書	様式第6号	相続登記がされていない空き家の場合、法定相続人全員の同意を得ること。 なお、同意者は実印を押印し、印鑑証明書を添付すること。
	⑧ 戸籍全部事項証明書		相続人等の確認が必要な場合のみ提出
	⑨ 紛争が生じた場合の誓約書	様式第7号	法定相続人全員の同意を得ることができない場合、⑦補助金交付申請同意書に代えて提出

## 3 交付決定後に提出する書類

✓	書類の名称等	様式の書類	備考
	① 補助事業着手届	様式第10号	除却(解体)工事着手後速やかに提出すること
	② 補助金交付変更申請書	様式第11号	金額の変更を伴う事業の変更がある場合
	③ 軽微な変更届	様式第13号	金額の変更を伴わない事業の変更がある場合

#### 4 完了後に必要な書類

✓	書類の名称等	様式の書類	備考
	① 除却完了報告書	様式第 14 号	
	② 請負代金請求書	業者	解体費用、家財撤去費用、立木除去費用、廃棄物処理費用、その他諸費用等の内訳が記載されている業者の請求書
	③ 廃棄物に関する処分証明書等の写し	業者	マニフェスト伝票（産業廃棄物管理票）
	④ 除却後の写真	任意様式	除却後の更地を撮影し、撮影日を記載し、A4 用紙に貼り付け

#### 5 補助金受領に必要な書類

✓	書類の名称等	様式の書類	備考
	① 補助金請求書	様式第 16 号	提出後、概ね 1 か月以内に補助金を交付
	② 代理受領委任状 口座振替申出書	様式第 17 号	補助金を解体業者が代理受領する場合に提出

※申請、届出等の各種様式は、市のホームページからダウンロードできます。